

議案第 99 号

栗山町議会基本条例の一部を改正する条例

栗山町議会基本条例（平成 18 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 号から第 5 号を次のように改める。

- (3) 栗山町住生活基本計画
- (4) 栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (5) 栗山町子ども・子育て支援事業計画

第 23 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項に掲げる議員の政治倫理に関する事項は、栗山町議会議員政治倫理条例（平成 27 年条例第 1 号）で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条第 2 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。